

日米地位協定の抜本的改正の早期実現と続発する 米軍人・軍属・その家族による事件・事故に関する抗議決議

去る4月29日、午後6時ごろ本市中央一丁目の住宅街で路上を歩いていた少年にナイフを突き付け、羽交い締めにし、携帯電話などを奪って逃げる外国人の少年5人が関与する強盗事件が発生した。

沖縄県警が5月1日と4日、嘉手納基地内の高校に通う米軍人の息子二人が事件に関与したとして強盗容疑で逮捕状を取り、米軍当局へ少年二人の出頭要請をしたにもかかわらず要請に応じるまでには長時間を要している。

今年1月にも本市で発生した米軍属による交通死亡事故が「公務中の事故」と判断され、第1次裁判権は日米地位協定に基づき米側にあると定められているとして、不起訴処分となったばかりである。

1960年に締結された日米地位協定がその後一度も改正されないまま今日に至っている中、米軍人・軍属等による事件・事故が米軍優位に解釈され、処理されてきたという不平等な実態は明白であり、強い憤りを覚える。

本県は、全国の在日米軍専用施設面積の約74%、県土総面積の約10%と過重な基地負担を強いられており、今年に入ってからも窃盗事件や暴行事件、飲酒絡みの事件・事故、タクシー強盗等が短期間に続発している状況は、異常であるとしか言えず、断じて許せるものではない。

よって、沖縄市議会は日米地位協定の抜本的改正の早期実現と続発する米軍人・軍属・その家族による事件・事故に関し、厳重に抗議するとともに市民の生命・財産・人権を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

1. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。
2. 米軍人・軍属・その家族の教育を徹底し、綱紀粛正を図ること。
3. 事件・事故の再発防止の抜本的な解決策を作成し、その実施状況、現状と課題、今後の解決策を明確にし、報告すること。
4. 被疑者の所属する組織の管理体制と責任の所在を明らかにすること。

以上、決議する。

平成23年5月13日
沖 縄 市 議 会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官